

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
22	国民健康保険事業の取扱い 第3回(H20.6.26)提案 第4回(H20.7.31)確認	9.国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。	9.国民健康保険運営委員の定数等については、被用者保険等保険者を代表する委員は、現行の小林市に合わせる。国民健康保険医を代表する委員は、小林市の現行どおり西諸医師会から3人、歯科医師団から1人の推薦を受ける。被保険者を代表とする委員4人と公益を代表する委員4人については、地域性を考慮して合併までに選任する。				14
		10.国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	10.国民健康保険準備積立基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				14
23	介護保険事業の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	1.介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	1.介護保険料については、合併後の新市の第四期介護保険事業計画に基づき、統一する <u>ように調整する</u> 。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。			調整内容中「ように調整する」を削除する。	6
		2.介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。	2.介護保険料の賦課及び徴収方法については、納期は8期とし、暫定賦課・本賦課の時期は小林市の方式に統一する。ただし、合併年度は、合併前の市町の例による。				8
		3.介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。	3.介護保険準備基金については、現在の基金保有額の確保に努め、新市に引き継ぐ。				11
		4.地域支援事業については、同種の事業については <u>合併時に統合するよう調整することとし</u> 、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。	4.地域支援事業については、同種の事業については <u>3年を目処に統合するよう調整することとし</u> 、地域の特性に適合した事業は、そのまま継続する。			統合する時期を3年を目処にから合併時に変更する。	12
		5. <u>地域包括支援センターの運営については、現行のまま、新市に引き継ぐ。</u>	5.地域包括支援センターの運営については、 <u>現行のまま、新市に引き継ぎ、合併後3年を目処に委託方式に統一する。</u>			構成団体に変更となるため、内容を変更する。	15
		6.地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。	6.地域包括支援センター運営協議会の委員数・要綱は、小林市に統一する。ただし、委員の委嘱にあたっては、地域のバランスを考慮するものとする。				15

次の確認済みの協定項目のうち、変更前の欄中下線が引かれた部分を同表の変更後の欄中下線が引かれた部分に変更する。

協定項目 番号	協定項目	調整の内容(案)	参考(小林市・高原町・野尻町合併協議会との比較)				頁
			小林市・高原町・野尻町 合併協議会での調整の内容	語句	内容	摘要	
23	介護保険事業の取扱い 第7回(H20.9.25) 提案・確認	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。	7.在宅介護支援センターについては、地域包括支援センターのブランチ(総合相談窓口)として位置付け、地域支援事業内容の調整を図りながら、新市に引き継ぐものとする。				16
24	消防団の取扱い 第6回(H20.8.28) 提案・確認	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。	1.条例等は、小林市の条例等を適用する。				2
		2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。	2.消防団は、合併時に統合し、分団等の組織は合併までに調整する。				3
		3.消防団員は、新市に引き継ぐ。	3.消防団員は、新市に引き継ぐ。				3
		4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。	4.消防団員の定員については、現行のまま、新市に引き継ぎ、任期については合併までに調整する。				3
		5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。	5.車両等については、現行のまま、新市に引き継ぐ。なお、更新については合併後、計画する。				4
		6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。	6.報酬等については、小林市の制度等に統一する。				5
		7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。	7.退職報償金等については、小林市の制度等に統一する。ただし、野尻町消防団においては、合併時の野尻町の退団団員についてのみ、経過措置(退職慰労金)を適用する。				6
		8.消防団の出動要請方法については、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。	8.消防団の出動要請方法については、 <u>高原町</u> 、野尻町を含めた指揮命令等の計画策定までは、現行どおりとし、合併後1年を目処に新たな制度等を制定する。なお、計画策定までの間、災害時の指揮命令等などに支障がないよう調整する。			調整内容中「高原町、」を削除する。	9
25-1	各種事務事業の取扱い 総務関係 第5回(H20.8.21) 提案・確認	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。	1.情報公開について (1)情報公開 情報公開条例については、小林市の条例を適用する。				4
		(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。	(2)個人情報保護 個人情報保護条例については、小林市の条例を適用する。				5
		2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉町民</u> については現行のまま、 <u>新市</u> に引き継ぐ。	2.表彰制度について 表彰制度については、小林市の制度等に統一する。 <u>名誉(榮譽)</u> 町民については現行のまま、引き継ぐ。			調整内容中「名誉(榮譽)」を「榮譽」に変更し、「新市に」を挿入する。	11